

写

事務連絡

平成26年 9月26日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護業務室長

韓国での高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生に伴う野鳥  
サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

今般、韓国当局から国際獣疫事務局（OIE）を通じ、韓国全羅南道霊岩（ヨンアム）郡の肉用あひる農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生が確認された旨の通報がありました。

このことを踏まえ、国内ではこれから本格的な冬鳥の飛来シーズンを迎えることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル2」に引き上げます。

サーベイランスに当たっては、平成26年9月4日に発出しました「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」及びマニュアルに従い、地域の実情を踏まえつつ、監視体制の強化等について万全を期されるようお願いいたします。

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 根上、山崎、菅原  
電話 03(5521)8285